



山形県公報

令和7年3月4日（火）
第583号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………（庄内総合支庁地域保健福祉課）…151
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の  
指定に係る事業の廃止……………（同）…同
- 農地を利用する権利の設定の裁定……………（農業経営・所得向上推進課）…152
- 同……………（同）…同
- 同……………（同）…153
- 同……………（同）…154
- 地域登録検査機関の登録の更新……………（農業技術環境課）…同
- 山形県民有林林道災害復旧事業補助金交付規程の一部を改正する規程……………（森林ノミクス推進課）…155
- 市町村決定に係る都市計画の図書の写しの縦覧……………（都市計画課）…同
- 道路の位置の指定の廃止……………（最上総合支庁建築課）…同

### 公 告

- 一般競争入札の公告……………（庄内総合支庁総務課）…156
- 令和7年度前期技能検定の実施……………（雇用・産業人材育成課）…157
- 令和7年度随時実施技能検定の実施……………（同）…162
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………（中央病院）…163

## 告 示

### 山形県告示第141号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和7年3月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の<br>名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                    | サービスの種類 | 廃止年月日      |
|------------------------|--------------------------------|---------|------------|
| 医療生活協同組合やまがた           | デイサービスあさひ<br>鶴岡市熊出字日鑑31番3, 35番 | 通 所 介 護 | 令和 7. 3. 1 |

### 山形県告示第142号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和7年3月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の<br>名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地                 | 障害福祉サービスの種類 | 廃止年月日       |
|----------------------------------|-----------------------------|-------------|-------------|
| 社会福祉法人酒田市あすなろ福祉会<br>酒田市緑町14番16号  | 障害者支援事業所あすなろ<br>酒田市緑町14番16号 | 就 労 移 行 支 援 | 令和 7. 2. 28 |

**山形県告示第143号**

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をした。

令和7年3月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積**

| 所在及び地番          | 地目 | 面積（平方メートル） |
|-----------------|----|------------|
| 鶴岡市山五十川字碓井155番4 | 田  | 2,004      |
| 鶴岡市山五十川字碓井165番2 | 田  | 963        |

**2 利用権の内容等**

| 内容     | 始期     | 存続期間 | 借賃に相当する補償金の額 |
|--------|--------|------|--------------|
| 耕作すること | 令和7年5月 | 5年   | 14,835円      |

**3 補償金の支払の方法**

利用権の始期までに山形地方法務局鶴岡支局に補償金を供託する。

**4 農地の所有者等の情報**

なし

**山形県告示第144号**

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をした。

令和7年3月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積**

| 所在及び地番              | 地目 | 面積（平方メートル） |
|---------------------|----|------------|
| 西置賜郡飯豊町大字中宇北中里2608番 | 田  | 4,939      |
| 西置賜郡飯豊町大字中宇天神2546番  | 田  | 1,951      |
| 西置賜郡飯豊町大字中宇中里3441番  | 田  | 706        |
| 西置賜郡飯豊町大字中宇中里3441番1 | 田  | 92         |
| 西置賜郡飯豊町大字中宇中里3446番  | 畑  | 30         |

|                      |   |       |
|----------------------|---|-------|
| 西置賜郡飯豊町大字中宇中里3447番   | 畑 | 97    |
| 西置賜郡飯豊町大字中宇中里3448番   | 田 | 104   |
| 西置賜郡飯豊町大字中宇中里3449番   | 田 | 2,243 |
| 西置賜郡飯豊町大字中宇中里3449番 1 | 田 | 70    |
| 西置賜郡飯豊町大字中宇中里3451番   | 田 | 1,405 |
| 西置賜郡飯豊町大字中宇中里3452番   | 田 | 1,319 |

## 2 利用権の内容等

| 内容     | 始期     | 存続期間 | 借賃に相当する補償金の額 |
|--------|--------|------|--------------|
| 耕作すること | 令和7年5月 | 5年   | 213,750円     |

## 3 補償金の支払の方法

利用権の始期までに山形地方法務局米沢支局に補償金を供託する。

## 4 農地の所有者等の情報

なし

## 山形県告示第145号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をした。

令和7年3月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

| 所在及び地番                | 地目 | 面積（平方メートル） |
|-----------------------|----|------------|
| 西置賜郡飯豊町大字黒沢字町田2878番 1 | 田  | 2,489      |

## 2 利用権の内容等

| 内容     | 始期     | 存続期間 | 借賃に相当する補償金の額 |
|--------|--------|------|--------------|
| 耕作すること | 令和7年5月 | 10年  | 44,800円      |

## 3 補償金の支払の方法

利用権の始期までに山形地方法務局米沢支局に補償金を供託する。

## 4 農地の所有者等の情報

なし

**山形県告示第146号**

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をした。

令和7年3月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積**

| 所在及び地番                | 地目 | 面積（平方メートル） |
|-----------------------|----|------------|
| 西置賜郡飯豊町大字黒沢字南館3347番   | 田  | 500        |
| 西置賜郡飯豊町大字黒沢字南館3348番   | 田  | 3,552      |
| 西置賜郡飯豊町大字黒沢字南館3357番 1 | 田  | 11,509     |
| 西置賜郡飯豊町大字黒沢字南館3367番 1 | 田  | 451        |
| 西置賜郡飯豊町大字黒沢字旭3261番 1  | 田  | 5,991      |
| 西置賜郡飯豊町大字黒沢字旭3262番 1  | 田  | 3,731      |
| 西置賜郡飯豊町大字黒沢字大畑3472番 2 | 田  | 1,053      |
| 西置賜郡飯豊町大字黒沢字大畑3472番 3 | 田  | 652        |
| 西置賜郡飯豊町大字黒沢字大畑3473番 1 | 田  | 6,037      |
| 西置賜郡飯豊町大字黒沢字大畑3473番 2 | 田  | 275        |

**2 利用権の内容等**

| 内容     | 始期     | 存続期間 | 借賃に相当する補償金の額 |
|--------|--------|------|--------------|
| 耕作すること | 令和7年5月 | 5年   | 320,605円     |

**3 補償金の支払の方法**

利用権の始期までに山形地方法務局米沢支局に補償金を供託する。

**4 農地の所有者等の情報**

なし

**山形県告示第147号**

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第18条第3項において準用する同法第17条第2項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録の更新をした。

令和7年3月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**1 登録年月日及び登録番号**

令和2年4月2日

106

**2 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地**

有限会社ソイビーン

取締役社長 佐藤 美枝子  
鶴岡市道形町10番10号

- 3 農産物検査を行う農産物の種類  
国内産玄米 国内産大豆
- 4 登録の区分  
品位等検査
- 5 農産物検査を行う区域  
山形県
- 6 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類

| 氏 名     | 農産物検査を行う農産物の種類 | 備 考        |
|---------|----------------|------------|
| 今 井 智 久 | 玄米、大豆          | 国内産農産物に限る。 |

山形県告示第148号

山形県民有林林道災害復旧事業補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 3 月 4 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県民有林林道災害復旧事業補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県民有林林道災害復旧事業補助金交付規程（昭和36年 7 月県告示第542号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「災害発生の日から45日以内」を「知事が別に定める日まで」に改める。

第 4 条中「災害発生の年の翌年 1 月10日まで」を「、当該災害復旧事業の事業費の決定通知書の受理後速やかに、」に改める。

別記様式第 1 号の注書を次のように改める。

（注）被害路線の区分が奥地幹線林道の場合には、路線整理番号の先頭に「（奥）」と記載すること。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の山形県民有林林道災害復旧事業補助金交付規程は、令和 6 年度分以降の補助金について適用する。

山形県告示第149号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第 2 項の規定により、同条第 1 項の規定に基づき鶴岡市から送付のあった都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 4 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 都市計画の種類及び名称
  - (1) 種類 鶴岡都市計画地区計画
  - (2) 名称 鶴岡西産業地区
- 2 縦覧の場所  
県土整備部都市計画課

山形県告示第150号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり廃止した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建築課及び新庄市役所において縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 4 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 廃止に係る指定の番号 私道新第39号
- 2 廃止に係る指定の場所 新庄市下金沢町15番
- 3 廃 止 年 月 日 令和 7 年 2 月25日

## 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県庄内総合支庁庁舎管理及び清掃業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和7年3月4日

山形県庄内総合支庁長 村 山 朋 也

### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 東田川郡三川町大字横山字袖東19番1 山形県庄内総合支庁本庁舎11号会議室（1階）
- (2) 日時 令和7年3月28日（金） 午前10時

### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県庄内総合支庁庁舎管理及び清掃業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで
- (4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 令和6年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和6年1月30日付け県公報第474号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

- (5) 2の(1)の役務を履行する本店又は営業所等に関し、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号に規定する事業の登録を受けていること。
- (6) 延床面積2,000平方メートル以上の建築物において、過去5年以内に2の(1)の役務のうち清掃業務の役務と同種の役務を履行した実績があることを証明できること。この場合において、現に当該業務の役務と同種の役務を履行している場合であって当該役務に係る契約期間が令和7年3月31日までに終了するときは、当該役務を履行した実績があるものとみなす。

### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等

東田川郡三川町大字横山字袖東19番1 山形県庄内総合支庁総務企画部総務課総務係  
電話番号0235(66)5684

## (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等

山形県庄内総合支庁総務企画部総務課総務係で交付するほか、山形県のホームページ（<https://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

## 5 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

## 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

## 7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

## 8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登録されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を令和7年3月17日（月）午後5時までに、競争入札参加資格者名簿に登録されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を同月12日（水）午後5時までに山形県庄内総合支庁総務企画部総務課総務係に提出するとともに、併せて3の(5)及び(6)に係る事項を証する書類を提出すること。

(2) この入札は、山形県低入札価格調査制度実施要綱の規定による低入札価格調査制度を適用する。

(3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め、個人情報の保護に関する定め並びにこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。

(4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(5) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。

(6) 詳細については入札説明書による。

## 10 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required: Cleaning of building of Yamagata Prefectural Shonai Area General Branch Administration Office

(2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. March 28, 2025

(3) Contact point for the notice: General Affairs Division, General Affairs and Planning Department, Yamagata Prefectural Shonai Area General Branch Administration Office, 19-1 Aza Sodehigashi, Oaza Yokoyama, Mikawa-machi, Higashitagawa-gun, Yamagata-ken 997-1392 Japan TEL0235 (66) 5684

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項及び第4項並びに職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号）第2条の規定により、同法第44条第1項の規定による令和7年度前期実施技能検定を山形県職業能力開発協会が次のとおり実施する。

令和7年3月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 技能検定の実施職種

## (1) 1級及び2級

| 検 定 職 種 | 検 定 作 業         |
|---------|-----------------|
| 園 芸 装 飾 | 室 内 園 芸 装 飾 作 業 |



|         |                |
|---------|----------------|
| 造園      | 造園工事作業         |
| 鋳造      | 鋳鉄鋳物鋳造作業       |
| 金属熱処理   | 一般熱処理作業        |
|         | 浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業 |
|         | 高周波・炎熱処理作業     |
| 機械加工    | 普通旋盤作業         |
|         | 数値制御旋盤作業       |
|         | フライス盤作業        |
|         | 数値制御フライス盤作業    |
|         | 平面研削盤作業        |
|         | 円筒研削盤作業        |
|         | ホブ盤作業          |
|         | マシニングセンタ作業     |
| 非接触除去加工 | 数値制御形彫り放電加工作業  |
|         | ワイヤ放電加工作業      |
|         | レーザー加工作業       |
| 金属プレス加工 | 金属プレス作業        |
| 鉄工      | 構造物鉄工作業        |
| 建築板金    | 内外装板金作業        |
|         | ダクト板金作業        |
| めっき     | 電気めっき作業        |
| 仕上げ     | 治工具仕上げ作業       |
|         | 金型仕上げ作業        |
|         | 機械組立仕上げ作業      |



|                 |                                               |
|-----------------|-----------------------------------------------|
| 切 削 工 具 研 削     | 工 作 機 械 用 切 削 工 具 研 削 作 業                     |
| ダ イ カ ス ト       | コ ー ル ド チ ャ ン パ ダ イ カ ス ト 作 業                 |
| 電 子 機 器 組 立 て   | 電 子 機 器 組 立 て 作 業                             |
| 電 気 機 器 組 立 て   | 配 電 盤 ・ 制 御 盤 組 立 て 作 業                       |
| 産 業 車 両 整 備     | 産 業 車 両 整 備 作 業                               |
| 建 設 機 械 整 備     | 建 設 機 械 整 備 作 業                               |
| 婦 人 子 供 服 製 造   | 婦 人 子 供 注 文 服 製 作 作 業                         |
| 家 具 製 作         | 家 具 手 加 工 作 業                                 |
|                 | い す 張 り 作 業                                   |
| 建 具 製 作         | 木 製 建 具 手 加 工 作 業                             |
|                 | 木 製 建 具 機 械 加 工 作 業                           |
| 印 刷             | オ フ セ ッ ト 印 刷 作 業                             |
| プ ラ ス チ ッ ク 成 形 | 射 出 成 形 作 業                                   |
|                 | 真 空 成 形 作 業                                   |
| 石 材 施 工         | 石 張 り 作 業                                     |
| と び             | と び 作 業                                       |
| 左 官             | 左 官 作 業                                       |
| タ イ ル 張 り       | タ イ ル 張 り 作 業                                 |
| 畳 製 作           | 畳 製 作 作 業                                     |
| 防 水 施 工         | ウ レ タ ン ゴ ム 系 塗 膜 防 水 工 事 作 業                 |
|                 | ア ク リ ル ゴ ム 系 塗 膜 防 水 工 事 作 業                 |
|                 | シ ー リ ン グ 防 水 工 事 作 業                         |
|                 | 改 質 ア ス フ ァ ル ト シ ー ト 常 温 粘 着 工 法 防 水 工 事 作 業 |
|                 | F R P 防 水 工 事 作 業                             |

|         |                 |
|---------|-----------------|
| 内装仕上げ施工 | プラスチック系床仕上げ工事作業 |
|         | 鋼製下地工事作業        |
|         | ボード仕上げ工事作業      |
| 熱絶縁施工   | 保温保冷工事作業        |
| サッシ施工   | ビル用サッシ施工作業      |
| 表装      | 壁装作業            |
| 塗装      | 建築塗装作業          |
| 商品装飾展示  | 商品装飾展示作業        |
| フラワー装飾  | フラワー装飾作業        |

## (2) 3級

| 検 定 職 種 | 検 定 作 業        |
|---------|----------------|
| 園芸装飾    | 室内園芸装飾作業       |
| 造園      | 造園工事作業         |
| 金属熱処理   | 一般熱処理作業        |
|         | 浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業 |
|         | 高周波・炎熱処理作業     |
| 機械加工    | 普通旋盤作業         |
|         | 数値制御旋盤作業       |
|         | フライス盤作業        |
|         | 平面研削盤作業        |
|         | マシニングセンタ作業     |
| 仕上      | 機械組立仕上げ作業      |
| 機械検査    | 機械検査作業         |
| 電子機器組立て | 電子機器組立て作業      |

|         |           |
|---------|-----------|
| シーケンス制御 | シーケンス制御作業 |
| 建築大工    | 大工工事作業    |
| 化学分析    | 化学分析作業    |
| 商品装飾展示  | 商品装飾展示作業  |
| フラワー装飾  | フラワー装飾作業  |

## (3) 単一等級

|         |                    |
|---------|--------------------|
| 検 定 職 種 | 検 定 作 業            |
| 枠組壁建築   | 枠組壁工事作業            |
| 路面標示施工  | 溶融ペイントハンドマーカース工事作業 |
|         | 加熱ペイントマシンマーカース工事作業 |
| 産業洗浄    | 高圧洗浄作業             |

## 2 技能検定試験手数料

## (1) 実技試験手数料

平成12年3月県告示第303号（実技試験に係る技能検定試験手数料の額）に定める額

## (2) 学科試験手数料 3,100円

## 3 技能検定の期日及び場所

| 区 分     | 期 日                                                                                                        | 場 所                |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 実 技 試 験 | 令和7年6月10日（火）から同年9月9日（火）までの間において山形県職業能力開発協会が指定する日                                                           | 山形県職業能力開発協会が指定する場所 |
| 学 科 試 験 | 令和7年7月13日（日）<br>3級<br>園芸装飾、造園、機械加工、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、シーケンス制御、建築大工、化学分析、商品装飾展示、フラワー装飾                        |                    |
|         | 令和7年8月24日（日）<br>1級及び2級<br>造園、金属熱処理、金属プレス加工、産業車両整備、プラスチック成形、とび、防水施工、サッシ施工、塗装<br>3級<br>金属熱処理<br>単一等級<br>産業洗浄 |                    |

|                                                                                                                     |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和7年8月31日（日）<br>1級及び2級<br>機械加工、鉄工、めっき、ダイカスト、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、印刷、左官、畳製作、内装仕上げ施工、商品装飾展示               |
| 令和7年9月7日（日）<br>1級及び2級<br>園芸装飾、鋳造、非接触除去加工、建築板金、仕上げ、切削工具研削、電気機器組立て、石材施工、タイル張り、熱絶縁施工、表装、フラワー装飾<br>単一等級<br>枠組壁建築、路面標示施工 |

#### 4 受検手続

技能検定受検申請書を令和7年4月7日（月）から同月18日（金）までの間に山形市松栄二丁目2番1号山形県職業能力開発協会に提出すること。

#### 5 その他

詳細については、産業労働部雇用・産業人材育成課（電話番号023(630)2378）又は山形県職業能力開発協会（電話番号023(644)8562）に問い合わせること。

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項及び第4項並びに職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号）第2条の規定により、同法第44条第1項の規定による令和7年度随時実施技能検定を山形県職業能力開発協会が次のとおり実施する。

令和7年3月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 技能検定の実施職種

##### (1) 2級

さく井（ロータリー式さく井工事作業に限る。）、鋳造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金（内外装板金作業に限る。）、工場板金、めっき（電気めっき作業に限る。）、仕上げ（金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業に限る。）、機械検査、ダイカスト（コールドチャンバダイカスト作業に限る。）、電子機器組立て、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業及び回転電機巻線製作作業に限る。）、プリント配線板製造（プリント配線板製造作業に限る。）、冷凍空気調和機器施工、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、家具製作、建具製作、プラスチック成形（射出成形作業に限る。）、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、建築大工、とび、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業及び噴霧塗装作業に限る。）、工業包装

##### (2) 3級

さく井（ロータリー式さく井工事作業に限る。）、鋳造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金（内外装板金作業に限る。）、工場板金、めっき、仕上げ（金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業に限る。）、機械検査、ダイカスト（コールドチャンバダイカスト作業に限る。）、電子機器組立て、電気機器組立て（回転電機組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業及び回転電機巻線製作作業に限る。）、プリント配線板製造（プリント配線板製造作業に限る。）、冷凍空気調和機器施工、染色（糸浸染作業に限る。）、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造（段ボール箱製造作業に限る。）、プラスチック成形（射出成形作業に限る。）、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、建築大工、とび、左官、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工（鋼製下地工事作業及びボード仕上げ工事作業に限る。）、熱絶縁施工、塗装、工業包装

##### (3) 基礎級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、

石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、築炉、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装、工業包装

## 2 技能検定試験手数料

### (1) 実技試験手数料

平成12年3月県告示第303号（実技試験に係る技能検定試験手数料の額）に定める額

### (2) 学科試験手数料 3,100円

## 3 技能検定の期日及び場所

| 区 分     | 期 日               | 場 所                |
|---------|-------------------|--------------------|
| 実 技 試 験 | 山形県職業能力開発協会が指定する日 | 山形県職業能力開発協会が指定する場所 |
| 学 科 試 験 | 同 上               | 同 上                |

## 4 受検手続

### (1) 技能検定受検申請書の提出先

山形市松栄二丁目2番1号 山形県職業能力開発協会

### (2) 技能検定受検申請書の受付期間

山形県職業能力開発協会において随時受け付ける。

## 5 その他

詳細については、産業労働部雇用・産業人材育成課（電話番号023(630)2378）又は山形県職業能力開発協会（電話番号023(644)8562）に問い合わせること。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和7年3月4日

山形県立中央病院長 鈴木 克 典

## 1 落札に係る物品等の名称及び数量

生体情報モニタ 一式

## 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県立中央病院事務部経営戦略課調達室 山形市大字青柳1800番地

電話番号023(685)2623

## 3 落札者を決定した日 令和7年2月3日

## 4 落札者の名称及び所在地

株式会社コーア 山形市松波一丁目12番15号

## 5 落札金額 49,005,000円

## 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

## 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日

令和6年12月24日

令和7年3月4日印刷  
令和7年3月4日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県